㈠　工事種目
　空気調和設備のうち以下の実績
　同一工事において、冷凍機と蓄熱槽が組み合わされたシステムの冷凍機の合計が、300ＵＳＲＴ以上の冷凍機を新設したもの
　なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる㈠の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の㈡の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請けとして施工した実績を有すること（当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㈡　工事種目
　空気調和設備のうち以下の実績
　同一工事において、冷凍機と蓄熱槽が組み合わされたシステムの冷凍機の合計が、150ＵＳＲＴ以上の冷凍機を新設したもの

⑹　「工程管理に対する技術的所見」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、同等以上の資格を有する者とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術管理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

②　平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸㈡の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請けとしての経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。また、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。
　なお、当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があること。

⑻　国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕監督保全室が工事監理を担当した当該工種工事のうち平成19年４月１日から平成20年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が60点以上であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　１．⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

⒀　総合評価落札方式において提出された施工方法等の提案（以下「技術提案」という。）が適正であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制を評価する。

②　「冷凍機の更新を円滑に実施するための工程管理に関する取組み」を評価する。

③　「配管の溶接接合部分の施工品質の確保に関する取組み」を評価する。

④　「工事に伴う騒音・振動による執務への影響の低減に関する取組み」を評価する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（評価基準等の詳細は入札説明書参照。）。

③　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、価格及び上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
　評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶　落札方法

①　入札参加者は、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。